

乳幼児医療費助成制度のご紹介

小学校就学前の乳幼児が疾病又は負傷などにより医療機関で受診したとき、医療機関ごとに保険診療に係る医療費の一部を市町が助成する乳幼児医療費助成制度があります。（自己負担額は1日につき800円、1,600円が上限です。）

※このため、該当者の家族療養については互助組合からの給付はありません。

互助組合給付額＝（自己負担額全額－3,500円）×65%

乳幼児医療費助成制度の内容

対象者

小学校就学前まで（6歳の誕生日後最初の3月31日受診分まで）

☆但し、この制度を利用するためには事前に受給者証の交付を受ける必要があります。

取得方法 ①申請は市町で行う

②申請に必要なもの 健康保険証、印鑑、受給者（保護者）名義の預金通帳

手続き

★県と協定を締結している県内の医療機関で受診した場合

➡ 自己負担額の一部（1日に800円、月1,600円を限度）を医療機関で支払う。

★県と協定を締結していない県内の医療機関で受診した場合

★県外の医療機関で受診した場合

★受給者証を持参しないで受診した場合

➡ 自己負担額全額を医療機関で支払い、後日居住地の市町へ請求する。

※入院時の食事療養及び生活療養に係わる給付や自費診療分は対象外です。

※詳しいことは、居住地の市町へお尋ねください。